八嶋浩久委員の質疑及び答弁

山崎副委員長 八嶋委員。あなたの持ち時間は60分であります。

八嶋委員 お疲れさまでございます。自民党議員会の八嶋です。今回 4月の改選の後、初の質問の機会となりました。新田知事はじめ当 局の皆様、そして先輩、同僚、後輩県議の各位におかれましても、 この4年間また御指導賜りますよう、この場を借りてお願いを申し 上げ、以下、通告に従い質問に入ります。

今回の9月議会、補正予算の力点は豪雨災害対応です。私も質問の順番を入れ替えまして、安全・安心の質問から入りたいと思います。

初めに、6月、7月に発生しました豪雨災害で、お亡くなりになられました赤池伸彦議員の御冥福をお祈りするとともに、被災されました皆様には、お見舞いを申し上げる次第でございます。

豪雨災害発生ということでございましたが、富山県では、浸水区域内にある指定避難所の割合が全国ワーストという報道がございます。富山県は急流河川が多く、浸水区域内に多くの人が住んでいるという地域性があり、市町村も苦労して指定避難所を設定しているわけでございますが、ある程度は仕方ないことだとも思います。

ただし、富山県としてはちょっと不本意なデータ、少しでも解消し、せめてワーストワン脱却を目指し、市町村との協力が大切と考えますが、指定避難所の安全性はどのように確保されているのでしょう。また、解消に向けてどのように市町村と連携するのか、今後の取組について武隈危機管理局長にお伺いいたします。

武隈危機管理局長 県内では、指定避難所が1,056か所ございまして、

そのうち洪水浸水想定区域に立地する避難所が595か所、全体の約 56%で、残念ながら全国ワースト1位となっております。

委員からも御説明ございますとおり、本県は地形上急流河川が多く、平野部の大部分が扇状地であり、かつ平野部には起伏が少ないという地形的な特徴がございます。平野部の大部分が1000年に一度クラスの大雨による洪水浸水想定区域に指定されております。このため、県内市町村では、人口が集中する平野部において、浸水想定区域内にある公共施設をやむを得ず避難所に指定するケースが多くなっております。

こうした状況の下、各市町村では、公共施設以外でも高台にある 民間の商業施設や宿泊施設、工場等に一時避難できるよう、民間事業者等と協定を締結することや、運用面において、ハザードマップに最大想定水位でも避難可能な階数を示すこと。あと、洪水発生時には、浸水のおそれのない緊急避難場所に一時的に避難させて、水の引いた後に浸水想定区域内にある避難所へ住民を改めて避難誘導し直すといった運用上の工夫もしながら、住民の安全避難の確保に努めていただいております。

今後も大雨の頻度が増加することが見込まれておりますので、より安全な避難所の確保に向けまして、市町村に対して、浸水被害の可能性の高い指定避難場所の見直しを促すとともに、今ほど申し上げた避難可能な階数の表示や緊急避難場所を活用した避難誘導など、有効な浸水被害対策について、今後とも市町村とよく相談してまいりたいと考えております。

八嶋委員 山崎副委員長、ここでサイネージ画面の使用、後ほど使用する画面も併せて許可をお願いします。

山崎副委員長 許可いたします。

八嶋委員 ここに最初映しましたのは、高知県の仁淀川流域・いの町での緊急避難場所確保へ、民間に向けた協力依頼のホームページサイトでございます。

今、武隈局長からも話がありましたけれども、より安全にという 意味で、避難所や避難場所の確保において、民間施設や民間所有地 を避難所、場所として確保し、広げていくのはどうでしょうかとい うことでございます。

まずは、市町村で、という話はもちろんそうですが、海岸線や河川流域、中山間地の特に市町村の境界では、隣接市町村への避難所、避難場所へ向かうほうがより安全といった事例もございます。

こういった市町村の境界を越えて避難所、避難場所を確保するということであれば、県のリード、調整も必要であります。官民連携で、民間事業所の協力を得ることになれば、より安全な地域づくりにもつながりますし、また住民との心理的な距離も近くなる効果も期待できます。

民間施設等を含めた場所を幅広く指定することが有効ではないか と考えますが、武隈危機管理局長の御所見をお伺いいたします。

武隈危機管理局長 今ほど答弁申し上げたとおり、本県の地形上の特徴から、平野部の大部分が洪水浸水想定区域であることに加えまして、人口減少に伴う廃止統合による公共施設の減少などもございまして、もはや公共施設の指定だけでは、安全な指定避難所、指定緊急避難場所等を十分に確保することは難しくなっております。

このため、民間施設等も含めまして、幅広く避難場所を検討する ことが必要であり、今ほど委員からの御紹介にありました高知県内 の事例は洪水時、避難体制の充実を図る上でとても有効な取組と考えております。

県内の市町村におきましても、民間施設等を活用した緊急避難場所等の指定について様々な取組が進められております。例えば富山市では、高知県内の事例と同様に、民間事業者に避難場所提供の呼びかけ、募集を行っておられますし、また魚津市では、自治会、自主防災組織等が、地域の集会場所等で自主的に開設する避難所を届出避難所として登録する制度も設けておられます。

また、その他の市町でも、民間事業所が所有する商業施設や旅館、ホテル、事業所等の建物、駐車場に一時避難できるよう協定を締結する、そうした取組も進んでおります。

県としましては、今後とも、民間施設等の活用など、有効な取組につきまして市町村担当課長会議などで周知するとともに、県がリードしながら、市町村と連携して、災害時のより安全な避難体制の充実に努めてまいります。

八嶋委員 取り組まれていない市町村もあるかと思いますけれども、 ぜひ県がリードして呼びかけて、県全体で安全・安心をお守りいた だければと思います。

ハワイで山火事が発生したことは、皆さんも御存じだろうと思います。火災、津波、地震災害の定義がやはり曖昧だったことにより、住民への周知、避難のタイミングも的確さに欠け、結果、大きな犠牲につながったとの報道もございました。

災害によって避難行動には根本的な違いがあるはずです。一部住民には、豪雨災害発生時に地震の避難行動と勘違いして、やみくもに避難所へ移動し、途中に冠水箇所に入り死傷する事例もございま

した。火災も同じでございます。避難行動の違いを県民に周知徹底 する必要がございます。

前回もお話はさせていただいたのですが、県の総合防災訓練の想定は、豪雨災害と地震との複合災害となっていることから、一部住民に誤解が広がらないか懸念しています。テーマを絞って実践的な訓練をすることが大切であり、盛りだくさんにすればよいというものではないのではないでしょうか。ここも武隈危機管理局長に御所見をお伺いいたします。

武隈危機管理局長 県の総合防災訓練は、県内で最も広域的な防災訓練としまして、防災関係機関が一堂に会し、地域住民と共に毎年実施しております。その被害想定につきましては、過去の災害発生履歴等を踏まえて開催市町村と協議し、特に訓練の必要性が高い災害を想定して、実践的な訓練となるよう努めているところでございます。

先月、高岡市で実施した訓練では、高岡市と協議しまして、さきの豪雨災害の教訓も踏まえ、県西部における局地的な豪雨の発生と 邑知潟断層帯を震源とする地震の発生という複合災害を想定して実施しております。

被害想定を複合災害とすることにつきましては、市町村や自衛隊、警察、消防ほか、多くの関係機関などとの連携強化のためには、多様な被災の場面や訓練項目の設定が総合防災訓練としては必要であるということや、起こり得る最悪の事態を想定しやすいということ。また住民には、例えば水害と地震では、避難に必要な猶予時間、いわゆるリードタイムの有無など、災害ごとの避難行動の違いを一度の訓練で経験していただけるというメリットもございます。

その一方で、委員御懸念のとおり、複合災害を想定した訓練では、 災害の種類に応じて取るべき避難行動の違いについて、住民の皆さ んに正しく伝わらないおそれがあるという課題も認識しております。

このため、総合防災訓練の中で住民の皆さんに参加いただく訓練につきましては、住民の皆さんが災害の種類に応じた適切な判断と有効な避難行動が取れるように、また、住民の皆さんにとってより 実践的な訓練となるように、被害想定や訓練内容の設定につきまして十分留意し、また工夫してまいりたいと考えております。

八嶋委員 住民に混乱が起きないようなことで、しっかり気をつけていただければと思いますが、やはりこれは分けて訓練されたほうが、住民にとっては非常に理解しやすいのではないかと思いますし、特に最近は高齢化が進んでおりますので、地震も豪雨災害も浸水災害も同じように考えておられる住民の方が特に多いと思いますので、ぜひ間違えのないように、今後検討していただければと思います。

それでは次に行きます。局長、どうもありがとうございました。

次に、高岡市で当時2歳の幼児が行方不明になり、遺体で発見されてから1年がたちました。無念さ、悔しさ、御家族の心の傷は計り知れないわけでございます。このような痛ましい用水転落事故の絶無を図るため、また現在も高齢者の転落事故は後を絶たないとの報道もございます。マスコミ報道の中では、知事から、ソフト面での対策を強化するとの力強いコメントもされましたが、これはどのように強化に取り組んでいかれるのでしょうか。取組について新田知事にお伺いいたします。

新田知事 本県の農業用水路への転落死亡事故件数は、過去10年間、 平均して毎年約20件でした。令和4年度では11件となりまして、前 年度の22件と比べると半減しております。理由の一つとしては、家庭や地域での声かけがより積極的に行われたのではないかと考えております。

県では、今委員おっしゃったように、農業用水路の安全対策として、計画的にハード整備を行うこと、それとソフト対策を組み合わせていること、この両面でやってまいりました。特に広報活動などのソフト面対策が重要であると考えておりまして、従来のワークショップ、町、町、地域、地域で考えてもらうということ、それから、職員が社会福祉協議会などの会合に出向いていって、御高齢の方が多い場だということですけども、そこで対面で啓発する機会を設けるなど、取組を強化しているところでございます。

また、今年度から富山県警と連携し、農業用水路転落事故防止強化月間において県警との合同のパトロール、また、警察の行事において農業用水路の安全対策の呼びかけなども行っています。さらに、注意喚起看板のイラストを参考に作成した「用水だ!君」という着ぐるみがあります。これを使って広報をやっております。その広報は、SNSで2回投稿したのですが、平均で16万回以上の閲覧があります。閲覧者がSNS内で農業用水路への転落防止を呼びかけていくなど、ネットならではのいい意味での広がりが出ているところでございます。結構愛くるしいというか、いいキャラができました。

今年度の被害者は、実は全員が65歳以上の高齢者さんです。引き続きハード対策を計画的に着々と実施をしていきます。ただ、これはなかなか終わりが見通せません。でも、着実に計画的に進めています。一方で、個人への注意喚起だけではなくて、家庭内での呼びかけ、これが有効であると考えます。

今後も、行政、警察、地域住民の皆さんで連携して、ソフト面の対策もより強化して、県民運動として展開できるように取り組んでいきます。

八嶋委員 知事、ありがとうございます。これは知事が答弁されることで大きな発信力になると思います。ぜひこれからも「用水だ!君」、たくさん県内に出していっていただければと思うわけでございます。

本年は本当に暑い夏でございました。8月、9月に、私は射水市内ですが、全国大会出場の激励会や各学校の運動会を回ってきたところでございますけれども、とにかく暑い、心配な夏を過ごしましたと、教職員の皆さん、保護者の皆さんの声を聞きました。何かあってからでは本当に遅いとは感じながらも、生徒さんの部活動という貴重な機会を奪うこともできない、そういった声を聞いてきたわけでございます。

猛暑時の部活動について、体育館や武道場に空調整備を導入することはもちろんよい、私も賛同はしますが、日本気象協会では、暑熱順化も対策の一つとされておりまして、若い人限定かもしれませんが、このような対策を含む啓発や発症時の初動対応を夏前に一今も暑いですけど、ちょっと涼しくなりましたか―、事前に確認することが、熱中症対策として現状のインフラの中では有効でないかと考えています。

この夏の経験を生かして、熱中症防止、予防対策の推進にどう取り組んでいくのか、荻布教育長に御所見をお伺いいたします。

荻布教育長 県教育委員会では、環境省と文部科学省が令和3年5月 に作成した学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引を基に しまして、事故防止のための環境整備や、生徒自ら体調管理ができるよう適切に指導することなど、熱中症対策に万全を期すよう、これは毎年、暑さに向かう前のタイミングで文書を発出して、各県立学校に注意喚起を行っております。

これを受け、各学校では、環境条件の把握や、それに応じて活動 内容を調整しながら指導しているほか、緊急対応のための危機管理 マニュアルの整備など、各学校の実情に合わせた熱中症事故防止の 体制づくりに努めているところでございます。

部活動においても、暑さ指数(WBGT)や熱中症警戒アラートの情報も活用しながら、活動時間の短縮や暑い時間帯の回避、運動量の軽減、水分補給と十分な休息の確保など、適切な熱中症対策を講じた上で実施をしているところであります。

今年の夏においては、7月に山形県において、中学生が部活動の帰宅中に熱中症と見られる症状で倒れて死亡されたという事例もあったこと、またさらに、連日県内で熱中症警戒アラートが発令されたことなども受けまして、熱中症予防体制や発生時の緊急対応について確認をするよう、これは数次にわたって通知をしたところであります。

また、教員の危機管理意識の向上に向けても、教員研修の内容に 熱中症対策を取り上げるほか、今年度作成予定の学校部活動の在り 方についてのガイドラインにおきましても、熱中症対策について記 載して、部活動指導者に対する講習などを通じて啓発を行うなど、 生徒が安心・安全に部活動に取り組むことができるよう、引き続き 熱中症対策に取り組んでまいります。

八嶋委員 ぜひ、今の対応を現場でしっかり取り組んでいただきたい

と思います。

あわせて、先ほどちょっと話しましたけど、避難所や民間の避難 場所も使いながら、そういったことを含めて空調設備の整備も進め ていただければと思うわけでございます。それまではソフト対策と して、ぜひ、このようなことで熱中症防止を心がけていただきたい と思います。

次の質問に移ります。

実は、昨年の11月23日に私の長男が、本年の8月10日に次男がハッピーウエディングということで結婚しました。こういったイベントがよい機会になりまして、ハッピーウエディングについて1つ質問をさせていただきたいと思っているところでございます。

ここでまたサイネージ画面を御覧いただければと思うわけでございます。

これは、昭和30年から令和3年度までの全国婚姻数の推移でございます。これは全国でございますが、やはり昭和45年から明らかに減少トレンドが分かる表でございます。そういった表を参考にしながら質問に入りたいと思います。

結婚は人生の大きな転機です。昭和20年代、30年代の結婚観は、 誰もがいつかはするものでございました。現在の結婚観は、しても しなくてもいいものと分析される方もおいでます。富山県も今どき の結婚事情にアップデートしなければなりません。まずは、本県に おけるハッピーウエディングの過去5年の婚姻数の推移を教えても らいたいと思います。

次の画面を映します。これは、リクルートが出している婚活実態 調査でございます。この実態調査によれば、婚活サービスの利用者 が伸びてきているということでございます。婚活のサービス利用者が婚活をしている方全体の34.1%まで伸びているということでございまして、その中で、そのままめでたくゴールインまでされているのが44.2%という結果が出ているわけでございます。

私は、こういったデータを分析して、とやまマリッジサポートセンターでの目標設定がやはり重要だと考えているわけです。さきの一般質問での井上県議の答弁でも、この数字に対しては非常に大きなギャップを感じたわけでございます。マリッジサポートセンターは、もともと公の信用力がピカーにあるわけでございます。民間の婚活サービスに負けないくらいに頑張れると私は思っているわけでございます。

次の画面は、全国の調査になりますが、2021年の婚姻者の15.1% が最終的に婚活サービスで結婚されたという割合でございます。本 県全体の婚姻数に対しても、とやまマリッジサポートセンターの実 績はちょっと少ないとも言えるのではないでしょうか。

県として、とやまマリッジサポートセンターの成果をどのように 認識しているのか、川津知事政策局長に御所見をお伺いします。

川津知事政策局長 まずは、昨年、今年と御子息の御結婚おめでとう ございます。

御質問の県内の婚姻数も、今、委員からも御紹介ありましたが、 減少傾向にありまして、令和4年の婚姻数は3,496組で過去最少と なりまして、5年前の平成30年の4,234組と比較しますと738組の減、 率にしますと17.4%の減となっております。

一方、adoorにつきましては、平成30年度から令和4年度までの直近5年間の平均では、年間16組の方が御成婚していらっしゃ

います。県全体の婚姻数が減少する中で、昨年度だけで見ますと22 組ということで、その中でもちょっと増えていると。開設以来、全 体の率としては少ないですけど、中では過去最高となっている状況 にあります。

また、今年度は、昨年度を上回るような推移、具体的に言いますと、8月末時点の成婚数は、令和4年度は6組でしたが8組という状況ですので、上半期も昨年よりはちょっと高いという状況です。

委員から御紹介いただきましたリクルートの婚活実態調査2022によりますと、令和3年に全国で婚姻された方のうち、マッチングアプリですとか、ネット系の婚活サービスとか、民間公設の結婚相談所などの結婚サービス全体を通じて結婚された方が15.1%ということです。ただ、使ったことがあるという人は34.1%ということで、必ずしもそれだけでやっていらっしゃるわけではないみたいですけど、そういったサービスを通じて結婚された人の割合は近年上昇傾向にありますことから、独身者の婚活サービスに対する需要が高まっておりまして、それぞれのサービスの特性を生かしたニーズも高まっていると考えております。

このような状況を踏まえまして、今議会でもいろいろ御提案いただきましたが、県といたしましては、adoorの取組を充実するとともに、市町村はもとより、民間の関係者の方とも連携しながら、成婚数の増加に向けた取組を進めていきたいと考えております。

八嶋委員 ありがとうございます。ぜひ成果を出していただきたいと 思います。

次に、結婚願望の画面を出します。出産を含めて、家族づくりの 入り口が結婚であることは論をまちません。画面のとおり、男女と もに、やはり20代が一番結婚願望が高いです。私は20代に特化した 強力な婚姻支援が望ましいと考えていますが、20代で結婚願望のあ る方々にあとひと押ししてこそ、ハッピーウエディングにつながる 道だと思います。

お調べしたところ、国では、これから夫婦として新生活をスタートさせようとする若者世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用、家賃や引っ越し費用ですが、そうした費用を補助する自治体を、地域少子化対策重点推進交付金の結婚新生活支援事業として支援しているとのことでありました。

そこでお伺いいたします。

この結婚新生活支援事業について、県内の各市町村の取組状況は どのような状況でしょうか。県内全ての市町村で取組が進むよう県 として働きかけてはいかがなものかと。やはり格差があるのであれ ば、県がリーダーシップを執って、解消に向けて取り組んではいか がかと思います。これも川津知事政策局長にお伺いいたします。

川津知事政策局長 令和元年に実施いたしました県の意識調査でも、20代、30代で結婚していない人のうち、83.3%がいずれは結婚したいと考えておられまして、結婚していらっしゃらない方の理由としては、21.5%の方が、結婚資金が足りない、家庭を持つ経済力もないと回答しておられますので、結婚に伴う費用を負担に感じていらっしゃる方が相当数いらっしゃるという状況であります。

委員御紹介の結婚新生活支援事業につきましては、こども家庭庁の事業ですが、市町村が国の地域少子化対策重点推進交付金を活用しまして、夫婦共に39歳以下で世帯所得が500万円未満の新婚世帯に対しまして、婚姻に伴う住宅取得や引っ越し費用などを助成する

ものであります。

当該事業の国の補助率は、通常 2 分の 1 ですが、都道府県と市町村が連携して実施する県主導型になりますと、そちらのほうは 3 分の 2 に補助率がかさ上げされまして、少ない市町村負担で事業が実施できるようになることから、市町村と協議いたしまして、今年度、本県におきまして、県主導型として、県と市町村が連携して事業を実施することとしております。

こうした取組の結果、この事業に取り組む市町村数は、昨年度は 8団体だったんですけど、今年度は12団体ということで増加してお ります。

今後とも、未実施の団体はありますけど、そういったところにも この事業の実施等を働きかけながら、市町村と連携いたしまして、 新婚家庭への支援充実に努めてまいりたいと考えております。

八嶋委員 川津局長、ありがとうございます。

国の支援、まだ収入の少ない20代を中心とした若者支援は、きっと結婚の決断に少なからず影響を与えるはずだと思います。

ただ、この国の支援は全く使い勝手が悪いわけでございまして、 ぜひ県から、世帯所得要件の緩和とか、結構費用もかかるわけでご ざいますので、補助上限額の引上げなどを国に働きかけてほしいと 思うのですが、そもそも県内で活用されていなければ、残念ながら 働きかけても、いや、使ってないじゃないのとなるわけでございま して、まずは県内全ての市町村で取り組んでいただけるよう、県で しっかり取り組んでいただければと思うわけでございます。

次に、こどもまんなか応援サポーターについて、県内の市町村に おいても、このサポーター宣言をされているわけです。 鹿熊先生の代表質問にもありましたが、先般8月8日に富山県も、こどもまんなか応援サポーターの就任宣言ということで、新田知事から発表がございました。こども家庭庁においてもアクションに重きを置いていると思われます。

さて、ちょっと今、具体的にはないですけれども、そういう包括 的な切れ目のない支援を図るとのことでございますが、これは具体 的にどのように進めていくのか、期待される効果と併せて、新田知 事にお伺いいたします。

新田知事 こどもまんなか応援サポーター宣言で掲げた5つの取組の一つでありますが、切れ目のない包括的な支援については、県と市町村がワンチームとなって、子育て家庭への経済的支援や保育の充実、また、困難を抱える子供への支援策などを推進することにしています。このため、現在、「ワンチームとやま」連携推進本部会議での連携推進項目に本年度選んでおりますが、ここを舞台に協議を続けております。

首長同士から実務者レベルへと今話を詰めています。その中で、まずは伴走型の相談支援と経済的支援を一体的に行う出産・子育てポイント制度の創設、また、第3子以降の保育料の完全無償化について、来年度から実施する方向で、県と全市町村が一体となって準備を進めていくことにしました。今後さらに、県と市町村が連携して新たに取り組む子ども・子育て施策をつくり出していきたいと考えます。

また、民間企業や民間団体、地域の方々との協働により、子供や 子育て家庭を支え合う施策を推進するために、今年度新たに、民間 企業が行う産後ヘルパーの人材確保や、子育て家庭がお出かけしや すくなるための民間施設サービス、さらに民間団体が行う子供の居場所づくりへの支援などにも取り組んでいます。切れ目のないということで、このようなこともやっております。

今後も官民が連携して、あらゆる子ども・子育て施策を総動員し、 社会全体で子供や子育て家庭を支え合う機運の醸成や、その支援の 輪が広がるように取り組んでまいります。

また、この効果として、県全体でこうした施策を積み重ねることにより全ての子供がウェルビーイングを高めながら成長する、こどもまんなか共生社会の実現につなげていきたいと考えます。

八嶋委員 知事、ありがとうございます。ぜひ期待される効果が出るよう取り組んでいただきたいと思います。

昨年7月、自民党福祉環境部会において北海道視察が実施されました。北海道でケアラー支援条例が制定されたので、井上県議より、 老老介護、介護離職などの課題やヤングケアラーの実態もクローズ アップされてきたということで、内容を聞いてきましょうと行って まいりました。

私も自分の叔父が障害者なので、親亡き後、障害者のケアラーについても関心があったのですが、障害者ケアラーを含めて、北海道では15歳以上でふだんからケアラー、介護している人が26万人を超えるといった話を聞きました。ヤングケアラーについても、令和3年度にサンプル調査、富山県もあったと思いますが、障害のある方も年々増えているというトレンドでございます。

ケアラー問題として社会問題化している実態をお聞きしました。 富山県でも同じだろうと、イメージするのにそんな時間はかかりま せんでした。 条例制定がないと施策にならないということはないと思います。 全てのケアラー、ヤングケアラーとその家族が孤立することなく、 ケアラーに関する認知度を高め、支援を必要とする方の早期発見、 個別の事情に合った支援につなげることが急務だと考えますが、今 回特に、ヤングケアラーについて、県の取組状況と今後の対策について、松井こども家庭支援監に御所見をお伺いいたします。

松井こども家庭支援監 県では来月10月に、行政、教育、福祉等の関係機関団体などで構成するヤングケアラー支援ネットワーク会議を設置しまして、認知度の向上策や連携体制の構築、それからヤングケアラー支援ガイドラインの策定に向けて協議を行う予定でございます。

また、11月には市町村や関係機関職員を対象として、早期発見するための方策や、相談機関から支援機関へのつなぎの方策、それから各支援機関の相互連携策などに係る研修会を開催する予定であります。

特にヤングケアラー支援ガイドラインについては、発見と把握から支援までの連携スキームや各支援機関の対応方法、それから県や市町村の相談窓口などを盛り込み、各地域によって一人一人のヤングケアラーの支援を検討する際に活用できる指針にしたいと考えております。

ヤングケアラーの支援に当たっては、複合的で困難な課題を抱えている家庭もあることから、地域の福祉、介護、教育などの多くの機関、団体の協働による重層的な支援が必要でございます。このため、現在、県・市町村担当課長会議などにおいても、ヤングケアラーへの連携支援策について協議を行っているところでございます。

今後とも、市町村をはじめ多くの関係機関や関係団体と連携して、 委員から御発言ありましたヤングケアラーの認知度向上や早期発見、 適切な支援につながるように取り組んでまいります。

八嶋委員 支援監、ありがとうございました。

学校の先生も、本当は一番身近で見つけやすい方だと思います。 荻布教育長ともまた連携しながら、しっかり早期発見に努めていた だければと思います。よろしくお願いします。

引き続きまして、質問を続けます。

令和2年の障害者雇用率、北信越5県で最下位だったと。障害者の就労場所はもともと少ない上、感染症対策もありました。働く機会も停滞しています。

令和5年度の法定雇用率は2.3%ですが、これはもう令和6年度、 来年度は2.5%に上がりますし、令和8年度からは2.7%と段階的に 引上げも予定されています。頑張って取組を進めても、法定雇用率 自体がどんどん引き上げられていくわけでございまして、これまで 以上に課題を捉えた効果的な取組を進めていかない限り、いつまで たっても法定雇用率を満たさないことになりかねません。

そこでお伺いいたします。

障害者の法定雇用率が未達成となる企業に対し、障害者雇用を促進するため、県は課題をどのように捉え、どのような取組でこの年々上がっていく法定雇用率に対応していくのか、中谷商工労働部長にお伺いいたします。

中谷商工労働部長 県内企業による障害者の雇用を促進するために、 県では富山労働局等と連携しまして、優良企業の訪問見学、企業と 障害者やその家族との交流会、民間コーディネーターの派遣による 労務担当者への個別的な支援、それからヤングジョブとやまにおける企業に赴いての伴走支援、障害者の雇用促進のための特例子会社設立への支援などに取り組んできております。

こうしたこともあり、県内企業の障害者雇用率は年々着実に改善いたしまして、令和4年6月時点では県内全体では2.24%と、令和3年に引き上げられました法定雇用率2.3%に近づいてきてはおりますが、個々の企業を見ますと、いまだ法定雇用率未達成の企業が全体の44%を占めております。このうち半数以上が障害者雇用数がゼロ、いわゆる雇用ゼロ企業となっております。

県内中小企業の多くが障害者雇用の経験がなく、いまだ意識やノウハウに乏しいという現状に加えまして、今、委員から御説明がありましたように、令和6年4月には法定雇用率の引上げと、さらに雇用義務の対象となる企業の規模引下げが施行されることになっております。新たな雇用ゼロ企業の増加も懸念されるところでございます。

このため、これまでの未達成企業対策を拡充しますとともに、それに加えまして、今年度新たに雇用ゼロ企業を対象として、初めて障害者を雇用するための取組方法を分かりやすく説明するセミナーを開催など、労働局との連携を一層強化しまして、取組を充実させているところでございます。

今後とも、働くことを希望する障害のある方が一人でも多く仕事に就かれ、経済的自立や社会参加が実現されますように、労働局など関係機関と連携を密にしながら取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いします。

八嶋委員 中谷部長、どうもありがとうございました。しっかりまた

取り組んで、この厳しい法定雇用率のアップに対応していただければと思います。

それでは、いよいよ次は、個と公の調和型社会の実現の項目に入っていきます。

企業版ふるさと納税について、私は昨年の11月議会でも質問させていただきました。そこでは5年の延長が決まり、寄附実績も増加のトレンドでした。このことは、令和4年度のまとめとして、先般、藤井大輔県議の語りにも入っていたわけでございますが、本年またメニューを増やし、ホームページも充実していると聞いています。令和5年度はどうなるのでしょう。官民連携、新田知事の得意とするところだと思います。

寄附額増はもちろん富山県の地方創生のさらなる充実につながると考えます。企業版ふるさと納税制度が延長されて4年目となっております。今後、県の寄附金額をさらに増やすには、寄附企業の思いや事業の成果を県民に広く公表、周知することなど、県としてPRに力を入れ、新たな企業向けのメリットを付与してはどうかと考えます。今後の寄附目標額と併せて、竹内地方創生局長にお伺いいたします。

竹内地方創生局長 企業版ふるさと納税につきましては、県ではこれまでも、ホームページやパンフレットへの掲載、首都圏イベントなどの場でのPRといったことに加えまして、この制度を活用して御寄附いただいた際には、県からの感謝状贈呈の様子を報道で取り上げていただいたり、ホームページを通じて企業名等を紹介させていただくなど、寄附の実績を周知、公表させていただいているところでございますが、今、委員から御指摘のとおり、寄附企業に係るP

Rを強化することにつきましては、当該企業のイメージアップや認知度向上につながり、企業にとって寄附のメリットが一層高まると考えられることから、さらなる強化についてどのような方法が考えられるか、今後検討をいたします。

なお、寄附の目標額の設定につきましては、企業におかれては、 当該年度の業績などを踏まえて寄附することを決定されており、景 気の好不調等の外的な要因等により寄附額の増減が見込まれること、 また、制度上税負担軽減措置があるとはいえ、企業に一定の負担を お願いするものであること、そして、金額の多寡に関わらず、寄附 いただいた方の志に感謝すべきものであることなどを踏まえますと、 寄附いただく金額の目標を設定することについては慎重な検討が必 要ではないかと考えております。

県といたしましては、より多くの企業から御寄附をいただけるよう、一層分かりやすい使途の明示や、企業側の御理解をいただくためのPRの強化に努めてまいります。

八嶋委員 局長、ありがとうございました。税収については、普通の 企業は大変大きな増収になっていることと思いますので、今年、期 待したいと思っております。

引き続きまして、今日は9月25日、主婦休みの日ということでご ざいます。

2009年、平成21年にリビング新聞社が届け出されたという話です。 日頃、家事を担う主婦がリフレッシュする日と定め、男性の家事参加を促す日ともなっているわけでございます。県庁職員の男性の皆さん方には、本日は奥様、お母様、おばあ様を休ませてあげるのはいかがでしょうか。 さて、家事と育児、若干ちょっと質問は似ているようで似ていないような話かもしれませんが、県の男性職員の育児休業の取得状況はどうでしょう。また、取得促進のため、どのように本年度取り組んでいるのでしょうか。南里経営管理部長にお伺いいたします。

南里経営管理部長 県庁知事部局等の男性の育児休業取得率は、平成 30年度の4.7%から令和4年度は48.1%まで上昇しております。

一方、今年6月に閣議決定されました、こども未来戦略方針において示された男性の育児休業取得率の目標は、2025年、令和7年までに、一般行政部門では1週間以上の取得で85%以上とされたところでございます。大変高い目標ではありますけれども、県としてもしっかり取り組んでいく必要があると考えております。

県ではこれまでも、男性職員が1か月以上の育児休業等を取得できるよう、所属長代理が子育て支援推進員となり、子育てパパサポートプランを作成し、休暇等の状況を確認したり、県の支援制度の概要等を記載した男性職員版子育てハンドブックを作成するなど、取得を促進しております。

また、周囲の職員による当該職員のサポート体制を確保するために、その職員さんの休業中の業務について、円滑なサポートに貢献した職員に対して、業績評価で適切に評価する取組を進めてきております。さらに、今年度は、育児休業を取得した男性職員と、これから取得予定の男性職員との情報交換の場を新たに設ける予定です。

今後とも、こうした支援体制を充実させるとともに、職員が安心 して育児休業を取得できるよう、代替職員の確保に努め、男性育休 が当たり前の組織となるよう、男性の家事参加というよりは、男性 も家事を積極的に家族の一員として担っていただけるように、そう いう組織となりますように、県庁の意識改革と機運醸成を推進する。 それに併せて、県庁での取得状況や取組については、引き続き県ホームページに掲載し、県内の民間企業や市町村の参考となるよう、 情報発信に努めてまいります。

八嶋委員 ありがとうございます。

そうなんです。最後に言われたように、民間が参考にしたいわけです。やはり右往左往しているんですね。そういう意味では、ぜひ取得率向上、アップしていただいて、これを民間のほうにつなげていっていただきたいと思うわけでございます。

今日は主婦の休みの日ということでございますので、女性職員の皆さん方も、今日は公然と家事を休んでいただければと思うわけでございます。南里部長、今晩は何もしないでください。よろしくお願いいたします。

最後、国際化を見据えた産業振興について質問いたします。

電気料金が値上がり、そして今年度のような地球沸騰の状況、カーボンニュートラル、ゼロカーボン、やはり自然エネルギーの開発が急務である、大切であろうと思います。

昨年の所属委員会では、地熱発電などの取組はあまりにもリスクが大きくて、民間ではもうさすがにギブアップ、手を出せないということで、少しずつでも公で取組を止めないでいただければと必要性を訴えたわけでございます。

ところが、小水力発電というのがありまして、これはもちろんリスクはありますが、民間の体力に合わせてリスクを背負える規模で開発できる現時点ではよりベターなエネルギー開発であり、進め得る選択でございます。

全県内で調査し、実績のある民間企業もあるそうですが、目標もあるようでございます。情報を公開し、規制を緩めたり民間が参入しやすい環境をどう整えていくのか、今後どのような民間活力を導入していくのか、官民連携の取組、もちろん新田知事にお伺いいたします。

新田知事 本県は、言うまでもなく三方を山に囲まれて、それも3,000メートルから約五、六十キロで海まで行くという急流の河川が多数存在していまして、よって、河川が生み出す包蔵水力は全国3位と、いわゆるポテンシャルがあるということであります。これをやはり活用していくということ。これは富山県カーボンニュートラル戦略の重点施策にも位置づけているところですが、既存の発電設備、いわゆる水力発電につきましては、ほぼほぼ開発が進んでいるということであります。それで、同じ発電所でもより効率を上げて、少しでも多くの電力を取り出そうということで、今、水車など設備を更新して能力を向上するということを進めています。

建設から50年以上経過した様々な出力規模の県の水力発電について、優先して対策が必要な発電所を選び出して、民間のノウハウも活用しながら、設備のリプレースによって高効率化に努めているほか、民間の事業者さんにも効率化を働きかけて、発電電力量の増加に取り組んでいます。これは既存の水力です。

それから小水力ですが、もちろん有望な地域がたくさんあります。 ただ、これも、実は小水力のエネルギー量は、既にして本県は全国 1番なんですね。これもかなり進んでいるということです。

今後さらに進めていくには、関係の皆さんとの調整、あるいは採 算性の確保、送電のことも含めて、そんな課題があります。 そのため、今後新たにマイクロ水力発電を含めて、この小水力の 導入可能性をさらに調査し、採算性が見込める地点10か所程度を今 選び出しまして、これを公表することによって、そこに民間事業者 をはじめとする多様な主体で参入を促すことにしております。

2050年のカーボンニュートラル、これは世界的な、国際的なお約束になっております。カーボンニュートラル戦略に基づいて、安定した再生可能エネルギーの一つである小水力発電を、さらにできるだけ増やしていきたいと考えております。

八嶋委員 エネルギー問題は本当に大変難しい問題ではございますけれど、やはり富山県は、この安価なエネルギーがあってこその産業構造でございます。ぜひ知事にはリードして取り組んでいただければというふうに思います。

9月25日、さっきもちょっと言いましたけれども、今度は田中角 栄元総理が訪中された日でもあるそうです。もちろん訪米の後でご ざいますが、その後も9月29日に日中国交を実現されました。

一方で、今、親日ですが、中華民国、通称台湾との国交は同日に 断絶されたわけです。

富山きときと空港、現在、上海便の就航は、とても喜ばしいことではございますが、ロシアウラジオストク便などは、もう現時点では時代背景、政治的な背景においてはなかなか実を結ばないということでございます。

次の50年のうちには、日中貿易、日口貿易、シベリア・ランド・ ブリッジ構想の実現も期待するところではございますが、今日午前 中に安達委員からも話がございましたけれども、比較的日本との政 治的な関係が安定している台湾便の定期便の就航について、私はこ の便を優先的に再開を急ぐべきだと考えています。今後どのように 取り組むのか、田中交通政策局長にお伺いいたします。

田中交通政策局長 富山一台北便の定期便の運航再開に向けましては、利用を促す取組を継続していくことが重要と考えております。このため、4月から5月にかけて臨時便が運航された際には、初日の折り返し便を利用して、富山から台湾へのアウトバウンドツアーが企画されました。また、継続した取組として、明日26日から10月16日までの臨時便の運航に合わせて、再び台湾へのツアーが企画されることになっております。

また、県内旅行会社に対しては、今年度、台湾の観光地や宿泊施設などの現況や台湾旅行に対する支援内容、食文化の魅力を説明し意見交換を行うアウトバウンドセミナーも開催しております。

今回の補正予算案では、台湾の魅力をPRしていただくメディアファムツアーやPRイベントの実施状況も計上しているところでありまして、また、さらに見込まれるインバウンドの本格的な回復に対応するため、旅行博への出展やメディアの招聘、台北の地下鉄主要駅での壁面広告も実施しております。

委員から御指摘がありましたけど、台北便は重要な国際路線であり、定期便の早期再開に向けまして引き続き努力してまいります。

八嶋委員 局長、ありがとうございました。

小松空港はもうエバー、タイガーエアー、チャイナエアーも就航 しているわけでございまして、ぜひ富山県で早期の再開に向けて御 努力いただければと思います。

折り返し便では、うちの次男坊も、新婚旅行ではないと思いますが、中川先生と一緒に行くそうでございます。ぜひこういう協力も

させていただきますので、勇気を持って再開に向けて頑張っていた だければと思います。ありがとうございました。

何とか14間、最後まで行くことができました。菅沢先生の質問の後、どうしようかな、弱ったなと思っていたわけでございますが、また休憩を挟んで筱岡先生、明るい先輩議員でもございますので、必ず私のフォローもしていただけるだろうと思うわけでございます。この後、休憩を挟んで筱岡先生に期待して、これにて終わります。ありがとうございました。

山崎副委員長 八嶋委員の質疑は以上で終了しました。

暫時休憩いたします。

再開は3時10分といたします。

午後3時01分休憩